

伊方訴訟ニュース

1978年2月15日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先：☎530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Te106-363-2112, 口座大阪48780)

社会党国会議員調査団を迎え

トイのボーリング調査で四電を追及

既報のように、伊方2号炉の異議申立の中で、地元住民は、原発のすぐ沖にあるトイ(海底溝)が中央構造線か否かを確かめるため、ボーリング調査をやるように、国と四電に執拗に要求している。さる1月22日、現地の要請を受け、石野久男衆院議員を団長に、湯山勇衆院議員および吉田正男参院議員、それに生越忠教授などよりなる社会党調査団が原発構内に入った。折からの激しい寒風のため、予定していた海上からの調査は不可能となり、調査団は、発電所の会議室で、住民、四電双方の主張を聴取することに重点を置いた。

問題となっているトイについて住民代表は「トイが中央構造線でなく、潮流によって生じたというのなら、その証拠を示せ」と、四電側に激しく迫った。これに対し四電側は、「音波探査ではトイの地盤の洪積層に断層による乱れがなく、安全審査でも大丈夫ということで問題ない」と居直るだけ。潮流説に関しても「現在の潮流で説明無理なら、瀬戸内海がもつと浅い時にできたのかもしれない」と、苦しまぎれの出まかせで答える始末。また住民からのボーリング要求に対しても、「これまでの音波探査で充分だ」との一点張り。たまりかねた調査団が、「国会でも要求する

が、ボーリングをやって住民の不安を解消するよう、社長とも再検討してほしい」と申し入れ、四電側もその旨伝えることを約束した。

その後調査団は、構内の二号炉予定地点の岩盤を調査したが、はく離し易い緑色片岩を手にして、伊方での地盤・地震問題の重要性を認識した面持ちであった。

調査終了後、原発を見下す場所で、現地住民および支援労組員、合せて約300名で寒風の中で決起集会が開かれた。「伊豆大島大地震」の直後だけに、トイのふちに建てられている伊方原発の危険性を無視した、国と四電のやり方に対する激しい怒りが会場に満ち、原発を伊方から追い出す日まで、粘り強く闘うことを誓い合って散会した。(Q)

「原発はしんどい」

さる1月24日付の朝日新聞によると、四電山口社長は記者会見で、「原発立地計画は地元住民の設置反対で難航するケースが多いことや、不況による電力需要の伸び悩みで原発依存のメリットが薄れたため、伊方原発のあとは、原発中心の長期計画をご破算にし、60年代前半まで、水力とガス火力の発電所を建設することにした」とのべたという。

記 録
被告申請証人の証言に対する意見書
(前号につづく)

第六 証人大崎の証言について

一 虚偽の証言

日本のように、地形の変化が激しく、地震の多発地帯であり、岩盤が劣悪な国にとっては、原子力発電所のように、危険性の極めて高い建築物は、最も安全な立地条件を有する場所を厳選して設置しなければならず、さらに、その上に立って安全設計がなされねばならないのである。

本件伊方原子力発電所に対する安全審査は、原子炉安全専門審査会においてなされたのであるが、これら、気象、地震、地盤、耐震設計などに関する審査委員は、木村耕三気象庁地震課長と大崎順彦東大教授の二名であった。木村委員は、主に気象、地震、地盤等の自然力について、大崎委員は耐震設計に関して審査の中心的役割をはたすはずであった。しかるに、木村委員は、審査会には一度も出席せず、自分の分担の一部である気象の分野にのみ、山田某を代理として派遣したのみであり、地震、地盤に関しては、代理すら派遣しなかったのである。いわば木村委員としては、地震、地盤に関しての安全審査に参加することを拒否したのである。

そのためか、この分野の審査委員としては、大崎委員一人であって、しかも、地震、地盤に関しては、専門家ではないことを本人自から証言している(第二回証言調書四二、二一七頁)のである。

このような杜撰なままで安全審査がな

され、その中心人物が証人大崎であったために、大崎の証言には多くの虚偽が満ちているのである。

1. 大崎は、耐震設計の前提となる地盤に関する判断について、「それは、私がそういう審査委員といたしましては、そのことに関係あるただ一人だったものですから」(第一回証言調書四二～四三頁)と証言している。

しかし、この分野の審査は、理学と工学の二つの異なる側面から行われねばならず、大崎は後半の工学の面からの安全審査の担当であり、前半の理学的側面からの審査は、木村耕三委員の担当であったはずである。証人が「たった一人」であったと述べているのは、明らかに虚偽の証言であって、木村委員の存在を無視した不当なものである。大崎が良心的な専門家としての立場から審査にあたるのであれば、木村委員の参加を要求した上で行われるべきである。木村委員がすべてに欠席していたからといって、専門外の、しかも明らかに自分の分担外の分野を自から積極的に分担するというのは、行政官ではない、証人のとるべき道ではない。いかに、本件安全審査が杜撰であったかの証拠であると言わなければならない。

2. 大崎は、敷地周辺の地震力の把握に関して、「今まで公けに発表されております地震に関しての資料でありますとか、あるいはその他、この地方的に埋もれておりました古文書を見ているとか」(第一回証言調書三三頁)、「大体、敷地から二〇〇キロくらいの

範囲だったと思いますが、その中で過去に起こりました地震を全部調べあげまして」（同五二頁）と述べている。

しかし、原告準備書面（一二）、同（一三）に指摘しているように、多くの資料が欠落されているのである。例えば、古文書に関しては、「利右衛門日記」（甲二一四号証）が欠落し、被害地震については一六八五年および一九一六年の地震（原告準備書面（一三）八七五頁）や一八五四年の巨大地震（M八・四）など（原告準備書面（一二）六四一頁以下）が欠落しているのである。また、四国電力の参考資料「地震歴および地震被害歴について」（甲一二五号証）に含まれている六八四年の土佐沖地震（震央距離一九二キロメートル）が被告準備書面（七）七九頁第五図では欠落しているのである。この点に関して、第二回証言では、大崎は、抜け落ちていることを認めざるを得なかったのである（第二回証言調書五八頁）。

3. 大崎は、安芸灘で起こる地震の最大マグニチュードとして、七・一と判断したと証言する（第一回証言調書五五頁）。しかし、一九〇五年の芸予地震のマグニチュードは七・六であり、大崎はこれより〇・五小さいマグニチュードを採用したのである。その根拠となる「理科年表でありますとか、日本被害地震総覧というような図誌」（同五六頁）はいずれも、宇佐美東大教授が編者または著者なのであって、「（〇・五低くすることは）一般に認められておりますので、一般のそういうことの合意によってそれを使っている」（第二回証言調書一五一頁）と強弁するのである。

しかし、右証言がまったく根拠がない

ことは、他の原子力発電所の立地審査では〇・五下げてはいないこと（原告準備書面（一三）八八五頁）、それ等の審査に大崎も審査委員として参加していたことから、大崎の右証言は虚偽以外の何物でもないことは明らかである。〇・五だけ低くするのが一般的ではないことは、多くの証拠（甲一二三号証二九頁、同三二三号証三〇頁、同三二八号証六六頁など）でも明らかであり、大崎は、安全を無視して、工学的立場からできる限り自然力を低く想定しようとしたにすぎないのである。

4. 大崎は、中央構造線による地震力の想定について、「実証的な立場にたちます耐震工学の面から見ますと、・・・あえてその設計の対象とする地震として考える現実性はない」「（耐震設計の）余裕の面で何らかの手当てをしておけば、それで十分である」（第一回証言調書五九～六〇頁）と判断したのである。しかし、例えばマグニチュードが七・〇と低く見つかったとしても、敷地直近に存在する中央構造線によって地震が発生すれば、その地震は活断層による地殻内地震であるから、震源深さは、地表面近く（飯田の式によれば一〇・八七キロメートル）となり、それによって予測される最大加速度は四五〇ガル近くにまで達するのであるから、大崎のいう余裕は最大加速度をせいぜい二〇〇ガルとして想定しているにすぎないのであるから、まったく意味がないのである。余裕があるとすると大崎の証言は虚偽のものであること明白である。

そもそも、理学的立場と工学的立場との両方を大崎一人で分担するということが、安全審査が杜撰な証拠であり、さらに地盤や地震に関しては、証人自身、「まあ、私は本

当にそれを専攻した専門家ではありませんけれども」 「一通りの知識は持っておりますので」 (第二回証言調書二一七頁) と述べているのであるから、必然的に「耐震工学的に考え」 (第一回証言調書五九頁) て、安全だとしてしまうこととなるのである。原則的立地条件から程遠いものとなっているのである。

5. 大崎は、最大加速度として一六五ガルを採用したのは、四国電力提出の文書 (乙五七号証) によるとし、「金井・シード、シード、エステイバとローゼンブルース、グーテンベルグとリヒター、それから吉川と実証性がある五つの方式」を使用し、その内の金井・シードの式が一番大きい値となった (第一回証言調書八五～八六頁) ことを証言している。ところが、シードのグラフを使用すれば、金井・シードよりも大きな値となるのであって (甲二四七号証及び二五二号証四〇頁)、大崎は第二回尋問で、このグラフを示され、困惑のあまり、「甲第二四七号証の図の横軸の表示が間違ってるんじゃないかと思うんですが」 (第二回証言調書一一五頁) と証言するのである。金井・シード式が一番大きな最大加速度値を示すという大崎の証言は虚偽の陳述であったのである。

6. 大崎は、金井・シードの式を使って最大加速度値を求めるにつき、乙五七号証四頁のグラフを見せられ、「震源断層からの距離というのは、大体震源距離というふうに理解していいわけですね」との質問に「ええ」と答えている (第一回証言調書九〇頁) のである。この図の横軸は Distance from Causative Fault (原因断層からの距離) と記載されているのであるから、震源距離とするのは、初歩的な誤まりというより

は、意識的な虚偽の証言をなしたというべきである。

ところが、大崎は第二回証言でこの点を質問され、そのような証言をしていないと強弁するのである (第二回証言調書一〇八頁)。

7. 大崎は、設計応答曲線を作成して、それにより動的解析を行うとし (第一回証言調書一三〇～一六一頁)、被告準備書面 (七) 八〇頁第六図を見ながら、「実際に施設が受けられると思われる応答加速度の値が求められますので、これを全部包み込むように、また安全な余裕をもたせまして、上に滑らかな設計応答曲線を引かまして」 (同一四七～一四八頁) と証言している。

そうであれば、当然すべての加速度応答曲線は設計応答曲線で包絡され、かつ十分余裕がある必要がある。しかるに、四つの図 (甲二五〇号証五～八頁、原告準備書面 (一三) 九一七頁) のうち、減衰常数五パーセントのもの以外の二パーセント、一パーセント、一・五パーセントの三つの場合は、いずれも包絡されていないのである。大崎は、単に一つの図に基づき虚偽の証言をしたのである。この点を指摘された大崎は、「いや、こういう図を書くはずはないんですけど、ちょっとおかしいですね」 (第二回証言調書一九五～一九六頁) と困惑しつつ認めたのである。

「全部包み込むように、また安全な余裕をもたせまして」との大崎の証言は虚偽のものであることは明白である。

ニ 矛盾した証言

大崎の証言は、自主的な判断に基づいて行われているとは言い難く、そのほとんどが、四国電力の申請書および参考資料等の口うつしでしかないために、その証言内容には、

いくつかの矛盾点がみられる。

1. 大崎は、地震の分類に関して、「敷地周辺の地震動を敷地から約八〇キロぐらいの所を境といたしまして」（第一回証言調書三四～三八頁）二通りの地震に分類したと証言している。ところが、「安芸灘が北方八〇キロです」（同五六頁）と述べる一方で、地震として三つの地震に分類して、「第二が、敷地の北方にあります安芸灘に起こる地震でございまして」（同五四、五五頁）と証言している。そもそも安芸灘の最北端部が敷地北方八〇キロに位置するのであるから、大崎の言おうとしていることには一貫性がないと言わねばならない。地震を二通りに分類すれば、安芸灘の大部分が伊予灘などの敷地周辺の地震と同一の分類になり、三つに分類することの意味がまったくないこととなるのである。たとえ証人の述べるように、一九〇五年の地震（敷地北方約八〇キロメートルに震央位置）のマグニチュードが七・一だ（第一回証言調書五五頁）と仮定するならば、その地震を日向灘と同じタイプBの地震に含める理由はまったくあり得ないはずである。けだし、タイプBの地震の特徴は、卓越周期が〇・五秒と長いものであることにあり、その卓越周期をもつ地震はマグニチュード七・五の地震に相当するからである。大崎が安芸灘地震をタイプBに含めたのであれば、一九〇五年の芸予地震のマグニチュードを七・五クラスと考えたに他ならないからである。

大崎の証言は、この点でも矛盾していると言わねばならない。

2. 大崎は、建物とか、機器とか、配管類の周期はいずれも大体〇・一から〇・三秒ぐらいの間になっている（第一回証言調書一五

〇頁）旨証言しておきながら、〇・二七秒の周期では設計応答曲線が加速度応答曲線を包み込んでいないことを指摘されてからは、

「出来るだけ剛構造にするということになっていますので、配管類と言えども、大体〇・一から〇・一五とかにくと、こなければ、そういうふう直すということになっています」（第二回証言調書二〇四頁）と証言を変更するのである。

三 専門家の名に値しない証言

大崎は、地盤、地震に関しては、専門家ではないと認めているが、耐震工学については、専門家であると証言のいたるところで自信を示している。

しかし、第二回証言では、原告側代理人の質問に答えられず、「知りません」「わかりません」「わすれました」などと、実に四〇回あまりも繰り返すのである。

その一つの例として、証人が自分の専門分野においても無知であり、専門家の名にまったく値しないことを次に示す。

1. 証人と同じ耐震設計の専門家であり、証人の同僚でもある柴田碧東大教授の論文（甲二四九号証）の中に、配管の最高応答倍率が一六六倍にも達し、平均でも二二・八六倍を示しているという実測値を示されて、大崎はその論文の存在すら知らず、そのデータが信じられないと絶句するのみである（第二回証言調書二〇四～二〇八頁）。「ミスプリントじゃないですか」とさえ述べるのである。柴田教授とは連名の論文のある証人が、柴田教授の有名な実測データすら知らずにいたということは、実に驚くべきことである。

「原子力発電所の場合、配管類だと倍率をどれくらいに考えておられるのですか」

との質問に対して、「増幅しないように剛構造にするというのが建前です」（同二〇九頁）と述べ、更に、「でも増幅されるでしょう」との質問に、やむなく「それはまあ二倍とか、それくらいになる所があるいはあるかもしれませんが」（同二〇九頁）と証言したのである。

柴田教授の実測値の平均が二二・八六倍であるから、実に十分の一の少なさでことたれりとしているのである。それも建前としては増幅しないはずと述べるにいたっては、まったく専門家とは名ばかりのものと言わねばならない。

第七 証人垣見の証言について

一 虚偽の証言

原子力発電所の安全性確保のために、立地条件の厳選は、極めて重要な要件であることは、原告、被告とも等しく認めているところである。

本件伊方原子力発電所の敷地周辺は、地震の多発地帯であり、かつ地盤条件も劣悪な地域であることは、準備書面（一二）、（一三）等において詳細に主張しているとおりである。

被告申請証人である垣見俊弘調査委員は、安全審査が終りに近づいた段階で、急拠、調査委員に任命されたこともあってか、その証言内容は多くの虚偽に満ちている。

それ等のうち代表例は、次のとおりである。

1. 被告の「断層と地震というのは、どういう関係があると、……前提問題、前提事項として説明していただけますか」という質問に答えて、証人垣見は「断層というのは地震の化石であると、そういうふうに言える

と思うんですが」（第一回証言調書九頁）と述べ、生物の化石と対比して話しを進めているのである。

地震によって断層が出現するという考え方に支配されていた日本の地震学が、最近のプレートテクトニクス説に始まる、この分野の進歩から取り残され、断層によって地震が発生するという断層原因説が、今や世界の通説になって来ているにもかかわらず、旧来の学説にしがみつこうとしているのである（甲一二〇号証二四四頁、甲二六六号証三五八頁以下、甲三二五号証四五七頁、甲三二七号証一一八頁、甲三三〇号証等）。松田時彦、垣見俊弘両調査委員は、そもそも断層説の学者であったにもかかわらず（甲二六六号証三六一頁、甲三二七号証）、調査委員になるとともに、本件伊方原子力発電所の周辺には、世界最大級の活断層である中央構造線が存在しているために、旧来の学説を依り所にすることによって、地震力を小さく想定しようとしたのであろうことは疑いない。垣見の右証言は、学者の良心をかなぐりすてた、極めて虚偽に満ちたものであると言わねばならない。

2. 垣見は、自然的立地条件に関する判断をする際の基本的な観点として「いろいろな自然力を、自然条件ですね、そういうものを調べまして、その中で、最も苛酷と思われる、シビアといいますか、厳しいといいますか、そういう自然力を正しく把握するというのが、まず第一点です。」と述べていて（第一回証言調書一四頁）、いかにも「原子力立地審査指針およびその適用に関する目やすについて」——原則的立地条件の「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことは勿論であるが将来においてもある

とは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと」に合致しているかのように主張している。

しかし、一つの例として、中央構造線を考えてみるだけでも、垣見の証言は虚偽の陳述であることは明らかである。そもそも松田時彦調査委員すら、中央構造線は、最大マグニチュード八・五程度の地震を発生させる可能性のあることを指摘しているのであり（甲三二七号証一一八頁、第二回証言調書二三一頁）、また垣見自身、敷地前面海域には、長大な中央構造線が活断層として存在していることを推定（甲二六六号証四三九頁。この図は、垣見及び松田調査委員が編者として参加している地質学会の「地震と断層」という論文集にのっているものである。）しているのであるから、中央構造線による地震想定をなすべきことは当然のことである。しかるに、本件安全審査では、そのような取扱いは一切行われなかったのである。また、地震力の想定に関しても、原告準備書面（一二）、同（一三）に述べられているように、本件審査ではできる限り、地震力を小さく想定しようとしたことは明白である。

3. 垣見は、地震と地盤に関して検討した資料として、「添付書類とか、それから私達が申請者に要請して作っていただいた補助的な資料とか、その他に公刊されている地震や地質構造なんかについての敷地周辺のいろいろな資料について、それを参考として判断したわけです」（第一回証言調書二〇～二二頁）と述べている。

しかし、本件訴訟において明らかになったように、多くの資料は、本件敷地周辺が地震の多発地帯であり、また地すべりに見ら

れるような地変の多発地帯であって、その地盤が脆弱であることを示しているのであるから（地震や地盤に関する甲号証の多いこと。また甲二六六号証四三三頁の引用文献の多くは、このことを示している）、垣見の右証言は、四国電力の申請書および添付書類によってのみ判断を急いだ事実を故意に隠蔽したものである。判断するために必要となった資料を申請書に作成させて、補助的な資料としていること自身、自主的な判断を放棄した不当な行為であると言わねばなるまい。

四国電力および被告にとって、都合のよい資料のみによって、判断したとしかいえないのがないのは明白なのであって、垣見の証言は虚偽に満ちたものである。

4. 垣見は、「片理の非常によく発達している黒色片岩とか絹雲母片岩というような地帯の多いところと、地形が急峻であって、かつ地形と片理の傾斜の方向が一致してる」場合に地すべりが起こりやすいと述べて、いかにも、伊方原子力発電所周辺では、地すべりが起こりにくいかにように虚偽の証言をしている。

そもそも急峻な地形では、長い年月の間に地すべりがすでに発生してしまっていると考えべきであり、それだからこそ、現在発生している地すべりの多くは、傾斜面が二〇度前後の勾配のゆるいものであり（甲三二二号証四三三頁）、また、敷地周辺にはそのような片理面が存在していることは、四国電力すら認めているし、さらに現実にその地盤がずれ動いているのであるから（甲一一四号証二七頁）、証人の証言は虚偽のものであると言わねばならない。また、日本の地すべり図を見れば明らかなことであるが佐田岬半島に

も多く、地すべり地帯が分布しているのであって、日本の破碎帯地すべりの九割以上は三波川帯に発生しているのである（甲一一五号証、甲一一六号証、甲二六六号証四二八～四三〇頁）。垣見の右証言は、右の事実を知らなかったのか、知っていて虚偽の陳述をしたかのどちらかである。

5. 垣見は、中央構造線の位置について、「五キロから八キロくらいの所にあるのであって、それより敷地側にはないということがわかったわけです」（第一回証言調書六〇頁）と証言している。

しかし、その根拠となった音波探査の報告書（甲一一七号証一三一頁）（この報告書は、音波探査を行った会社の作成したもので、証人および四国電力によるものではない）によれば、伊方原子力発電所沖合五～八キロメートルの所に、五～六本の（活）断層が見つかったのである。この活断層は、中央構造線の北側に分布する活断層であることは明らかであり、従って少なくとも中央構造線は、五キロメートルよりも近くに存在することは明白である。このことは、その後行われた音波探査結果（甲一一九号証図2及び3）から考えれば、数百メートルの近くに存在する可能性すらあり（荻野晃也第一回証言調書一五四頁）、生越鑑定人によれば、約一キロメートルの至近距離（同鑑定書四九頁）に存在しているのである。中央構造線は線というよりは、帯というべき巨大な活断層であって、原告の主張するように、中央構造線の南端（狭義の中央構造線）が五キロメートル以内に存在するのは明白な事実である。垣見はこの点に関しては、明白に虚偽の証言をなしたのであって、第二回証言では、「五～八キロメー

トルよりも近くにあるかもしれない」ということを認めているのである（同六四頁）。つまり、狭義の中央構造線がどこにあるかはわからないが、活断層（もちろん、それも中央構造線の一部であるが）でもって中央構造線であると虚偽の証言をなしたことを認めたのである。

6. 垣見は、想定すべき地震の中で、最も厳しいと思われる想定として「敷地周辺の地震でマグニチュード七・〇の地震が、敷地の真下で起こるのが一番厳しい想定であろうと。それを三〇キロくらいまでにして、それで真下で起こるとするのが、最も厳しい想定になるだろうと思います」（第一回証言調書一三六～一三七頁）と証言している。

しかし、敷地から一四キロメートルの位置で発生した地震を、敷地真下三〇キロメートルで発生したように見せかけるのが、最も厳しい想定になるはずがない。垣見自身が参加した研究報告書（甲一二四号証一一頁）によれば、同じ地震の震源の深さとして一〇・八七キロメートルとされているのであるから、証人の「一番厳しい想定」と称するものが、虚偽の証言であることは明白である。震源深さとして一〇・八七キロメートルと推定された根拠は、飯田の式によるのであるが、（第一回証言調書二二八頁、甲二六六号証九四三頁）、この式を採用することが望ましいことは、最近では通産省すら承認しているのであって（甲三三〇号証五二五、五三〇頁）、垣見の「我々の推定のほうが合理的だ」（第一回証言調書二三〇頁）との証言は、厳しい地震力の想定を考えまいとする虚偽の証言であることは明白である。三〇キロメートルよりも浅い地震の起こりうることは、他の多くの証拠からも明白なのである（甲二二三号証、

甲二六六号証四二三頁図九・四五、甲三二六号証、甲三四四号証など）。

7. 垣見は、「安芸灘につきましては、多少わからないんですが、……、マグニチュードの最大が七・一で、深さが三〇キロ前後のところを考えるとけばよろしいだろう」（第一回証言調書一三五頁）と証言している。

しかし、一九〇五年に安芸灘北方で発生した芸予地震のマグニチュードは七・一ではなく、七・六とされていることは、多くの論文（甲一二三号証二九頁、甲三二三号証三〇頁）の示す通りであって、垣見の証言の中で「理科年表の中に、そういうふうに判断の基準が書いてあります」とあるのは、〇・五小さい値を提唱している宇佐美東大教授（乙六三号証一五二頁、同一一四号証九三二頁）が理科年表の編者であることによるのであって、その妥当性に問題のあることは、勝又護原子炉安全専門審査会調査委員の論文（甲三二八号証六六頁）でも指摘されており、垣見の「理学関係、工学関係、現在は全部〇・五引いた値を使っております、論文なんかに引用しております」（第一回証言調書二四二～二四三頁）との証言は、明らかに虚偽である。

三 矛盾した証言

証人は、その内容において、矛盾した証言を行うべきでないことは言うまでもない。

しかるに、垣見の証言には、第一回および第二回の証言内容において多くの矛盾点を見出すことができる。これらの例は、垣見証言は合理的科学的ではなく、良心に基づかない証言であることを示す以外の何物でもない。原告申請証人の証言には何ら矛盾した点のないことと好一対をなしているといえよう。

1. 垣見は、第一回証言では、自然的立地条件に関する判断を第一、第二と分け、前半を理学的審査、後半を工学的審査であって、垣見の分担は、前半の自然力を把握するという理学的審査にあるとしている。ところが、垣見は、審査委員ではないのであるから、判断することはできず、調査の報告をするのみであるにもかかわらず、審査委員である木村耕三気象庁地震課長は完全に欠席していたために、垣見が判断しうる立場にあったと錯覚しているのである。そのために、第一回証言の随所で「原子炉の施設を置くのには差しかえないという風に判断したわけです」（一八頁）、「問題はないというふうに判断したわけです」（一九頁）、「審査をしたわけです」（一九頁）というふうに述べているのである。

ところが、第二回証言では、「適当とか適当でないという意見はあなたの方では判断されないわけですね」という質問に答えて、「そうですね、およその感じは持ちますけれども、やはり工学的な先生に確定していただくということになると思います」と証言しているのである（二三九頁）。

最も厳しいと思われる中央構造線による地震の想定判断は、結局は工学的な（工学的とは、建設を前提としたものであることは言うまでもない）先生にまかせたのであり、それだからこそ、垣見は「やはり、中央構造線で起こる地震も勘定に入れて耐震設計をやってほしい」（第一回証言調書一三五～一三六頁）と証言したのである。責任を持って判断し、審査したはずの証言が、一切責任はありませんといわぬばかりに大幅に変更されてしまったのである。

2. 垣見は、中央構造線の活動性について、「(中央構造線は)九州のほうまで伸びると考えられる大きな断層で、……、その後もときどき少しずつ活動しては、現在に至っているということが言えるわけです」(第一回証言調書四一頁)と述べつつ、「第三期の終りごろから、中央構造線そのものは、活動的でなくなってしまった」(同四七頁)と矛盾した証言をし、第二回証言では、中央構造線の一部である「伊予断層とか川上断層と言われるような活断層が認められるということです」(第二回証言調書一八六頁)、「活断層はありますが、四国の中央部に比べると活動的でないということは言えます」(同一八八頁)と述べながら、「現在、動いているかどうかということ、活断層については測られている例はありません。現在は動いていないというふうに、皆、言われております」(同一九〇頁)と、活断層の存在そのままで否定し、「断層は地震の化石」(第一回証言調書九頁)の証言にもどることによって、活断層の重要性を無視しようとするのである。垣見の相互の証言には、多くの矛盾点のあることは明らかである。

3. 垣見は、敷地周辺では、過去にどのあたりでどの程度の地震が起こっているかについて、「日向灘では有史以来一三〇〇年くらい間に二回」「安芸灘では有史以来四回くらい」「敷地周辺の伊予灘、宇和海から豊後水道の地域では、有史以来一三〇〇年くらい間に六回」起こっている旨の証言をなしている。

しかし、日向灘、安芸灘、伊予灘、宇和海、豊後水道の範囲で発生した地震で最も古い記録は一五九六年の豊後水道地震である

から、「有史以来一三〇〇年間に」とする証言は、明らかに虚偽の証言であると言わねばならない。この点に関して、垣見は、第二回証言では、「七程度が起こっているということがはっきり判っているのが三〇〇年ちよつとだろうと思います」(第二回証言調書二三九頁)とまったく矛盾した証言をするのである。「有史以来一三〇〇年もの間の」地震というのは、「六百八十何年だと思いますね」(同二四〇頁)と述べた土佐沖地震を含めて、有史以来といったにすぎないのである。土佐沖が、日向灘、安芸灘、伊予灘等の地域に属さないのは、明白なのであるから、垣見の証言には何ら合理性がないのである。

4. 垣見は、敷地の岩盤について「敷地の表面から一五メートル下には、すでに弾性波の速度が四キロメートル以上にわたるといような非常に硬い岩石が一様に分布しているのがわかりました」(第一回証言調書八二頁)と証言しながら、国鉄の敷地と同じ緑色片岩についての岩質分類では、弾性波速度四・二五のあたりでは「相当亀裂あり、もめる」とされていることを指摘されて、その分類の存在を知らなかったことを認め(同一三三~一三四頁)、「私は緑色片岩ということじゃなくて、一般的に四キロメートルの地層と言えば、基礎岩盤としては堅いといえるといったわけで」(同一三四頁)と言い訳をするのである。この証言が、矛盾したものであることは明白である。岩質が異なれば、弾性波速度が異なるのは、初歩的な知識に属するものであり、第一回証言では、敷地の緑色片岩が非常に堅い理由として、弾性波速度が四キロメートル以上であることをあげているからである。

5. 垣見は、「その敷地の岩石そのものを直接見たり、それを直接対象にして検査、あるいは調査したりというようなことはなさらなかったのですか」という質問に答えて、「しております。ボーリングのコアなどによりまして、……、直接測ったり、それから強度試験を行ったりしています」、「弾性波探査についていいますと、……、非常に速い縦波速度が得られています」（第一回証言調書八七頁）と述べ、証人自身でこれらの検査を行った旨述べている。しかるに、これらの測定は、いずれも、申請者である四国電力の添付書類の数字なのであって、そのことは垣見も認めているものである。

三 原告の主張の正当性

原子力発電所の安全性確保のためには、立地条件は極めて重要であることはいうまでもない。「原子炉立地審査指針およびその適用に関するめやすについて」——原則的立地条件によれば、〔1〕大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことは勿論であるが、将来においてもあるとは考えられないこと」とされており、また、安全設計審査指針二の二では、「敷地と周辺地域において過去の記録を参照して予測される自然条件のうち最も苛酷と思われる自然力」に対して安全であることが要求されているのであるから、原子炉の立地選定は、何らかの理由で将来発生しうる誘因があれば、それをも考慮して選定しなければならず、その場合の判断基準は「将来においてもあるとは考えられない」程度にまで保守的なものでなければならないのである。

垣見の証言は、多くの点で原則的立地条件に反し、出来る限り地震の影響を小さく見つ

まろうとするものであって、極めて不当なものである。原告準備書面（一二）および同（一三）で主張したように、原告の主張こそ、原則的立地条件に合致したものと云わねばならない。

第八 証人木村敏雄の証言について

一 信憑性に欠けた証言内容

原子力発電所の安全上、立地条件が極めて重要であることは、被告といえども認めているのであり、それだからこそ、「原則的立地条件」として「〔1〕大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことは勿論であるが将来においてもあるとは考えられないこと」とされているのである。木村は、小野寺埼玉大教授とともに「鑑定書」を作成しているが、木村証言は右鑑定書の内容が、原則的立地条件の精神からほど遠く、安全性確保という厳しい考え方を放棄したものであって、この分野の専門家によるものとはとうてい思えない杜撰なものであることを示している。

まず、客観的に判断して明らかに虚偽の証言である箇所を列記する。

1. 木村は、エックス線の透過写真によって断層粘土の組織解析に有効性があると証言している（第一回証言調書二三～二四頁、八八～九六頁）。

しかし、エックス線で透過写真を取る場合、対象となる粘土層の厚みが僅かに異なっても、白黒の濃淡が生ずるのであって、木村が証言するように、「白いところがモンモリロン化したところ」とは断定できないことは、X線写真をとる場合の常識である。X線透過写真という、一見難かしい技術を使用し

ているようであっても、その使用方法は極めて合理性のない方法であると言わねばならない。X線透過写真で断層の活動性が明らかになるのであれば、まず、伊予断層や岡村断層などの活断層であることの明白な周辺地域の活断層によって、その手段の正当性を証明することこそがまず第一に行われなければならないのである。木村の述べるように、「世界で初めてやった例」（同二三頁）であり、その方法で断層の活動性が明らかにしうるのであれば、まさに地震学、地質学上の大発見なのであって、世界中の多くの研究者に対してまず報告することこそ、木村に要求されている責務と言わねばならず、そうすることこそが、木村の学者としての責任であると言わねばならない。

しかるに、木村が、鑑定書を作成して以来、すでに約一年近くの月日が経過し、その間には、四月初、一〇月初と二度にわたって開催される地震学会、地質学会、土木学会等の多くの関連学会では、木村の新しい世界最初の研究はまったく報告されていない。最近、多くの地質学者、地震学者が、地震予知の基礎データとして、地震の原因となる活断層地図（リスト）の作成に苦心しているのであって、木村の新しくかつ容易な方法は、まさにそれ等の多くの学者にとって最大の吉報であるはずである。それにもかかわらず、その人達が、木村の右手法を使用しているということは一切聞いたことがない。

木村の右方法は、「世界で最初」であり、おそらくは「世界で最後」の方法でしかないと思われ、断じざるを得ない。X線透過写真によって、活断層でないことがわかったとする木村の右証言は、学者としての良心すらない虚偽の証

言以外の何物でもない。活断層かどうか明白にし得ない断層は、まず活断層として考えてこそ、危険極まりない原子力発電所の安全性がかりうじて確保されるのであり、「原則的立地条件」の「将来においてもあるとは考えられないこと」とする規定を満足するのである。

2. 木村は、佐田岬半島が非常に安定した岩盤のある地域である理由として、「数キロメートルの幅のものが四〇キロメートル近くも細長く突出した半島である」（第一回証言調書三二頁）ことをあげている。ところが、垣見によれば、「三波川帯は、非常に広い範囲にわたって帯状をなして、・・・、中央構造線の南側にあつて、数十キロの幅をもって続いている」（第二回証言調書六九頁）のであるから、数十キロもの幅の三波川帯が大幅に侵食されて、たまたま山の峰の部分が、背骨のように取り残されたと考えることもできるのであり、豊後水道で、九州の三波川帯と佐田岬とが切られていることから考えても、木村の証言には何ら合理性がないと言わねばならない。細長く残されていることが、安定な岩盤地域の理由になるのであれば、世界でも珍しい程細長い列島である日本も安定した地形であることを意味するはずである。しかし、木村はそれを否定している（同六頁、一八八頁）のであるから、細長い半島であることをもって、佐田岬半島が安定した岩盤の地域であるとする証言は、一貫性のない証言であつて、虚偽の証言の一つといつてよい。

3. 木村は、音波探査で海底の横ずれ断層の存在が発見しにくい事実はないと証言する（第二回証言調書八六頁）。しかし、その前の証言では、「私、残念ながら、横ずれ断層

を伴ったものの海底のきれいなチャートを、確実に、これがそうだというのを見たことがございませんから、それについてはお答えできません」（同八二～八三頁）と述べているのであり、「海底の横ずれ断層は、音波探査ではわからないのですか」との質問に、「はい」と答えているのである（同八三頁）。そうであれば、代表的な横ずれ断層である中央構造線を海底で見出すのは、極めて困難であるはずである。常識的に考えても、海底の活断層は発見しにくい（甲三四六号証三八頁）のであり、その中でも横ずれ断層の発見はさらに困難であろうことは容易に理解し得ることであるにもかかわらず、木村は最後には、横ずれ断層が発見しにくい事実はないと虚偽の証言をなしたのである。

4 木村の第一回証言は、数多くの虚偽の証言に満ちていたことは、第二回証言で原告代理人の尋問に追いつめられて、最後には、（前回の）回答が間違っていたと述べるような証言の多いことにもうかがい知ることができる。「これは私、この時のあれが、正確に言っておりません」（第二回証言調書四七頁）、「これは、完全に私のミスです」（同五四頁）、「これは、私は完全に質問のあれを誤解しております」（同五五頁）、「思い間違いです」（同一三〇頁）などの証言である。いずれも、第一回証言などの内容を尋問されて、隠しおおせなくなった結果の証言であることは明らかである。つまり、前の証言内容を変更し、つじつま合わせをしたのである。原告の反対尋問がなければ、そのまま虚偽の証言のままになったと思われるのであるから、これ等の多くの点も、木村の証言が信用できないものであることを明らかに示しているとい

える。

5 木村は、S₃断層が古い時期に動いたきりずっと動いておらず、活断層ではないと証言している（第一回証言調書七七～一〇一頁）。その証言の根拠となっているのは、鑑定書に基づくものであることが第二回証言で明らかとなったのである。それも、鑑定書の本文であるべき「鑑定結果およびその理由」はもちろんのこと、「鑑定理由についての説明」にも明記されておらず、鑑定書の補遺の「本鑑定で用いた技術用語等」に書かれていることが判明したのである（第二回証言調書一六四頁）。つまり、活断層の問題でないところで、活断層でないとする一番重要な根拠の説明をしていること自身、証言内容が虚偽のものであることを示していると言わねばならない。

6 木村は、生越忠鑑定書に書かれた、レンズ状破断岩帯についての質問に答えて、「レンズ状剪断のことである」として、岩盤全体を包括するレンズ状破断岩帯ということばを、脆性破断の一様式を示す力学的な言葉にすりかえて使用し（甲三五五号証七～八頁）、その上でさらに地盤全体の安定性には問題がないと証言した。右の証言は、前記甲三五五号証の小島丈児広島大学教授の意見書を読めば理解できるように、虚偽の証言であることは明らかである。三波川帯に対する研究者として、我国の最高権威者であり、その研究で日本地質学会賞を受けた小島教授が、その意見書（甲三五五号証）で、「（木村・小野寺）両氏の鑑定書及び木村氏の第一回調書いずれにおいても、伊方原子炉設置地点の地質・岩石の状況が、三波川帯の他の地点の状況と詳細に比較検討する姿勢がなく、また、比較に

言辞が及んだ場合にも、その判断に誤りが多い」とし、「伊方発電所の敷地というのは、三波川変成帯といわれる地帯の中でも最も安定した岩盤のある区域であるところの佐田岬半島に」とする木村証言（第一回証言調書二九～三〇頁）は、「学界のレベルではとうてい通用しがたい」もので、「専門家以外の人達にいちじるしい予断・偏見を与えることになり、極めて遺憾と言わねばならない」（甲三五五号証、小島教授意見書四～五頁）と述べているのである。

木村の証言は、学者の良心を忘れた信用しがたいものであると言わねばならない。

三 矛盾した証言内容

木村の鑑定書、第一回および第二回証言にはいくつもの矛盾が現われている。それらのうち代表的な例については、原告準備書面（一三）九一九～九三四頁に詳細に述べた通りである。ここでは、それらの矛盾点を簡単に指摘するにとどめる。

1. 中央構造線の評価についての木村の証言は、その活動性、位置などで、あまりにも混乱し、あい矛盾していると言わねばならない。

木村が活断層であるとする伊予断層が中央構造線の一部であることは、定説であるにもかかわらず、初源的中央構造線、地質境界としての中央構造線などと、中央構造線を複雑に分類することによって、中央構造線が活断層であることを証言すまいと懸命に努力しているにすぎないのである。だが、第二回証言では、ついに、敷地の五～六キロメートル北方海上に活断層が存在することを認めた（第二回証言調書三〇頁）。さらに、被告代理人の「伊方の沖合を考えた場合、……、

中央構造線は証人の鑑定によると数キロメートル北と」の質問に、「そういうことです」と答え、またさらに、「で、これを証言では、五、六キロメートルというふうに述べられたのですね」に対して、「ええ」と答えているのである（同二〇〇頁～二〇一頁）。つまり、敷地北方五～六キロメートルの位置に活断層である中央構造線の存在していることを木村は明白に証言した。

右証言内容から考えれば、地質境界としての中央構造線が五キロメートル以内にあり得ることを否定する具体的証明はまったく存在しないのであって、桜樹屈曲から推定すればと述べているにすぎず、音波探査による三波川帯の結晶片岩の分布が敷地沖合数百メートルの位置で消えており、上灘付近では、その位置を中央構造線として推定されており、さらに、その結晶片岩の分布を西に伸ばしていくと、佐賀関半島の三波川帯の結晶片岩の分布にまっすぐに連らなっているのであって（甲一一九号証図2および3）、これから考えても、中央構造線が敷地前方直近にあることを示していると考えられる。木村の証言に矛盾している点の多いのは、中央構造線を敷地に近づけまいとする努力の結果でしかないのである。

2. 木村は、敷地にある最大の断層であるS₃断層について、明らかに矛盾した証言をしている。つまり、「断層地形がない」「S₃の断層粘土が断層運動によってできたのではない」とし、また、断層粘土について、「粘土の粒度分布」「風化生成物の存在」「X線透過写真」などの理由でもって証明できるとするのである（第一回証言調書六四～八六頁）。

しかし、断層地形がないといっても、

S₃ 程度の断層では、航空写真ではわからないことを認めている（第二回証言調書八八～八九頁）し、活断層中の粘土であっても普通に風化を受けることを認め（同一一二頁）ているし、粘土の粒度分布で中間のものがないことは、風化を受けておれば当然おこり得るし（同一一六頁）、活断層の定義が二〇〇万年以内で活動したことのある断層であり、その期間内であれば十分に風化がおこるのであるから（同一一八頁）、木村の S₃ 断層が活断層でないとする証言にはまったく根拠がない。また、風化生成物のモンモリロン石の存在も、一〇〇〇～二〇〇〇年というもので起こるかもしれない（同一二四頁）のであるから、木村の右証書はまったく何を言おうとしているのかわからない矛盾したものになっているのである。

3. 木村は、敷地の岩盤が良好であるとし、四国電力の行った岩石試験結果と証人の鑑定結果とは、「結果的には変わりないと思います」と証言した（第二回証言調書一六五～一六六頁）。

しかし、その両者の結果を比較してみると（甲二六一号証）実に大きな相異となっている。

木村は右について、「その図に関する限りは一致していません。それはそのサンプルのとり方によるものです」とし、「どういうのをデータとしてとるか、捨てるかという、そういうことによっております」（同一六九～一七〇頁）と証言している。つまり、四国電力のデータが大きい値を示すのは、低いデータを切り捨てたからだと証言したのである。このことは、甲四九号証においても裏付けられている事実である。被告が岩石強度が大き

い値を示すとしたのが、四国電力提出のものに基づいているのであるから、木村は、被告のデータをも、小さな値のものを切り捨てたからだと述べたのであって、極めて重要な証言をしているのである。地耐力についての木村の証言内容が矛盾しており、まったく理解不可能であることは、原告準備書面（一三）九二九～九三三頁に述べている通りであって、そこでは、いかに木村の証言内容が杜撰であるかを明白に示しているのである。

第九 証人児玉勝臣の証言について

証人児玉勝臣の証言調書を一読すれば明らかかなように、その証言の大部分は伝聞ないしは単なる臆測にすぎず、「・・・と思う」とか、「・・・と聞いている」と連発し、その根拠等を求められるや、「忘れた」とか「その頃にはタッチしていなかった」などと逃げを打つ有様であり、その証言が全体として信憑性に欠けていることは明らかである。その証言に含まれた虚偽ないしはごまかしの部分のいくつかを左に例示するとともに、そうした証言の中にすら、原告らの主張の正当性を認めざるを得なかった事項もあることを例示することによって、いかにずさんな手続によって本件許可処分が行われたかを述べる。

一 信憑性に欠けた証書

1. 被告が、企業秘を盾に裁判所の文書提出命令に違反していることに関連して、児玉は、「私がやっておりました間は、・・・企業秘密として、十分それだけの意味をもつものかどうか。また、それを公開することが、非常に重大な問題なのかどうかということについて国もタッチ」していたと証言している（第二回証書調書三一～三三頁）。しかし、

裁判所から文書提出命令が出されてからあわてて四国電力に対し、どれが企業秘なのかと問合せたという事実は、被告が裁判所に提出した疎明資料で明白である。安全上問題のある資料を急いで企業秘として隠したことを、さも従前から企業秘として配慮していたかのように見せかける証言にはかならない。

また、児玉は企業秘に関して、「安全問題については企業の利益を越えて行うべきである」（同三二頁）と、もっともらしいことを言いながら、他方では、「私達は、別段、企業の功業というのを無視してまで原子力開発というの、推進できるとは思っておりません」（同三七頁）と矛盾したことを平気で証言しているのである。

2 児玉は、本件許可処分が概念的な基本設計に限られているということを強調するために、「許可には非常に概念的なことしか書いてありません」（第一回証言調書二三頁）などと言っておきながら、燃料棒を例にして質問され、言い逃れできなくなるや、安全審査では「必要な数値は、決めてなければ計算できません」（第二回証言調書七〇頁）と告白したり、蒸気発生器に関しても、材質はもちろん、形状や管の口径などの寸法も入った図面が安全審査に出されているのではないかとの質問を受けるや、「記憶にないんです。たしかミリ単位まで出ていると思いますけれどもちょっと覚えておりません」（同七六頁）とごまかすのに精一杯というありさまである。

3 児玉は、被告準備書面(一)に「安全専門審査において第八六部会と右顧問会と合同で審査を行うことを決定した」と明記してある事実についてさえ、「はっきりと、あの時に裁決をとってどうしたというような記憶がな

い」と逃げておきながら、「特に改めてそこで決めるということじゃなしに、当然それは決まるものだということで決めておいたわけです」（同九七頁）と都合のいい解釈だけは、はっきり記憶しているというのである。

4 児玉は、一〇六回安全専門審査会に資料として配布された中間報告書が、「存在しない」ということで文書提出命令を免れたことについて、「本審査が終わってしまうと、そのへんの中間段階のものというのは、実質上、あまり意味がないので、特に保管をしておかなくちゃならないということでの意識がなければ、なくなってしまう可能性はあります」（同一〇五～一〇六頁）と、まるで自分が責任者であったことも忘れたような、下手な空とぼけ方で逃げようとした。

5 本件安全審査でも基準とされた「立地審査指針」には、「放射線障害」と「放射線災害」の二つの言葉が使い分けてあるにもかかわらず、その差について説明できなくなるや、「ここんところはあれですから、放射線障害と災害というのは混同して使っていると、こういうことですね」（同一四九頁）と、まるで他人ごとのように論評してごまかすというひどさである。

6 年間〇・五レムという現行法的許容基準と、いわゆる目安線量との矛盾について追及された児玉は、「二五レムであれば生理的变化は生じない」（同一六三頁）と断言したり、事故時の推定被曝線量五・七レムは、一年間を通じて〇・五レムという基準からみると当然許容できないのではないかとの質問に対しても、「そういうことはないと思う」と言い切り、被曝の仕方についてのわけの分らない「講義」を述べておきながら、追及が深ま

ると、「私は、そのへんの専門家じゃありませんからわかりません」（同一八三頁）と逃げを打つという卑劣さである。

7. 児玉は、「安全の問題については、これは安全審査会にその判断をしていただくといい建前でございます」（第一回証言調書一三頁）と明言しておきながら、「本音」は事務局でやっているということかと聞かれるや、「本音も建前も同じでございます」（第二回証言調書一九〇頁）と、国語の用法さえ否定して恥じないのである。

8. 児玉は、現在、科学技術庁官房参事官という要職にありながら、本件で採用されていた「安全設計審査指針」が最近改訂されたことについて、はじめは、「検討中の案だと思ふ」と逃げながら、証拠をつきつけられるや、「それは知りません」と居直るありさまである（同二二三～二二四頁）。

9. アメリカのカルバートクリフス判決でアメリカ原子力委員会が独自に温排水の規制をやるべきだとの決定がでたことに関連して、原告代理人から「この判決を契機として、日本の原子力委員会も温排水の環境問題なども関心をもつようになったということですか」との問に対し、「そういうことも考えられます」（同二三八～二三九頁）と、まるで他人事のように答えている。ところが児玉は、その主尋問に対しては、「そういうような社会的な動きに呼応して、温排水についても考えなければならないだろうという話が（原子力委員会でも）ありました」（第一回証言調書三九頁）と明言しているのである。

10. 児玉は、その著書（甲二六二号証）に「通常時の安全性は、通常運転時に環境に放出される放射能と温排水問題」と明記して

おきながら、「これは放射能を排水として出すというときに、冷却水の中に放流いたしませんのでそういう意味での排水ということで、……、温と書かないで排水と書き換えてもいいわけです」（第二回証言調書二四三～二四五頁）と、驚くべき詭弁を弄して恥じない。

11. 児玉は、本件安全審査において、四国電力資料（甲一八七号証、甲二二一号証）に基づいて温排水拡散範囲を審査したことを認め（同二四九頁）ながら、それが温排水を対象としたものでないと虚偽の証言を行った。すなわち、「温排水の広がる範囲における放射性廃棄物からの影響」を審査の対象にしたと苦しい言いわけを行っている（同三〇一頁）が、液体放射性廃棄物の拡散とその影響を調べるためには、温排水の時と異った拡散式と拡散範囲を対象にしたこと（甲一〇九号証）を隠したその場逃れの虚言にはかならないのである。

12. 現在世界中で、商業用核燃料再処理工場はまったく運転していないのに、児玉は、「イギリスにございます」（同二五二頁）とか、「フランスにあると思います」（同二五三頁）とか証言しておきながら、さらに追及されるや、「現状はわかりません」（同二五四頁）と前言をひるがえす始末である。

13. 本件許可処分時には、使用済燃料の三年分が貯蔵されることになっていたとの主尋問の証言の確認を求められ、「間違いありません」（同二七一頁）と言っておきながら、自らの作成した書面（甲一号証および乙五号証）をつきつけられるや、「私のほう誤解だったかもしれません」（同二七六頁）と、その証言の信憑性の無さを示した。

14. 本件許可処分が申請後わずか六ヶ月で行われたことに関し、児玉は、「新型炉の場合、大型になるとか、あるいは新しい炉に移るとかいう場合には、たしか一年近くかかっている例はある」（第一回証言調書一七四～一七五頁）などと、半年程度の審査期間は普通であると証言している。しかし、本件とまったく同型で同敷地内の伊方二号炉さえ、一年一〇ヶ月も審査に要したという、何よりも重要な証拠を隠した虚偽の証言なのである。

三 原告らの主張の正当性の承認

1. 原告ら住民は、本件安全審査進行中の昭和四七年九月に、原子力委員会に、原子炉用地が係争中であることや、保内町から原子炉用淡水を採水することの不可能性などを記した陳情書を提出した。児玉は、この事実を認めるとともに、その陳情書を「原子力委員会には上げておりません」と、自らの不当な行為をも認めた（第二回証言調書九〇～九一頁）。

2. 本件安全審査に参加した、松田・垣見両調査委員が、安全審査会で承認を受ける以前に無資格なままで現地調査に参加した事実を児玉は認めるとともに、「今から考えますと本当に妙な格好にはなっております」（同一三〇頁）と告白している。

3. 「立地審査指針」を原子力委員会に答申した原子炉安全基準専門部会が、同指針の速かなる定量化を要望していたにもかかわらず、それ以後一三年もの間それを改訂する努力は、「私が在任期間中は、少くともありませんでした」（同一八八頁）ことを確認した。

4. 使用済燃料の再処理が適切に行われないうような時には、原子力発電所の設置も許可されないことを認めた（同二六六～二

六七頁）。

5. 被告は、本件原子炉の温排水の影響については、電気事業法に基づき通産省が審査したと主張しているが、その審査なるものの判断基準が、少くとも本件許可処分時には、まったく無かったことを認めた（同二二九頁）。

6. 本件原子炉にとって命綱ともいえるECCSの有効さを確認するための基準が、まったくアメリカのみであり、しかも、本件安全審査中、そのアメリカで基準作成のための公聴会がなお継続されていたにもかかわらず、本件原子炉のECCSが有効であるとの判断を下し、本件許可処分が行われた事実をも認めた（第一回証言調書九一頁）。

会計報告（'78. 1/14～2/10）

収入

会費	41,000
ニュース購読料	104,500
カンパ	25,500
準備書面上金	135,000
計	306,000

支出

ニュース代金	59,800
為替手数料	3,895
郵送料	13,370
資料代	2,830
コピー代	4,000
事務用品費	4,000
計	87,895

差引

218,105
(借入金返済に充当)

借入金現在高

1,089,667
(最終準備書面関係会計は次号に報告予定)